平成２１年（フ）第３４号
愛媛県大洲市東大洲991番地
債務者　岩本　惠子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前11時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２１年（フ）第１３３４号
愛知県知多市新知字大内４番地の３
債務者　井上　都子
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１２６号
山形県天童市北久野本２丁目２番23号
債務者　鹿間　正美
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１４７号
山形県天童市大字山元1641番地
債務者　小島　京子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１７４号
山形市久保田３丁目１番24号　香林房１号
債務者　峯田　茂行
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１９０号
岩手県下閉伊郡田野畑村真木沢95番地１、前住所山形県尾花沢市大字尾花沢1578番地６
市営下新田団地147号
債務者　有路さゆり
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２１８号
山形県東根市大字蟹沢406番地
債務者　鈴木　文枝
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２２８号
山形市南館５丁目６番31―６号
債務者　十二町如恵
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２３１号
山形県天童市久野本３丁目14番１―105号
市営久野本第一住宅１号棟
債務者　古野こと　武田ゆかり
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２４４号
山形県尾花沢市大字丹生1585番地２
債務者　加藤　一彦
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２４６号
山形市大字沼木14番地の１
債務者　高橋　和美
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２５１号
山形県寒河江市大字寒河江字石田56番地の４
債務者　海沼　一美
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時35分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３０４号
北海道山越郡長万部町字長万部431番地の311
債務者　羽田　美紀
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第３０７号
北海道亀田郡七飯町字藤城43番地３
債務者　本田めぐみ（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第３１４号
函館市大川町４番50号
債務者　原田由美子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第３１５号
函館市中島町25番10号
債務者　滝谷豊美夫
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第３１７号
函館市田家町14番20―501号
債務者　山口千枝子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第３６１号
静岡県磐田市国府台27番地７　アイム国府台305号室、前住所京都府京都市伏見区羽束師鴨川町61番地１　ラリッシュ216
債務者　政田　正春
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係